

お客さま各位

預金規定の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、令和2年5月11日（月）より、預金規定について下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新规定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

記

一、改定する預金規定

- 期日指定定期預金規定
- 自動継続期日指定定期預金規定
- 変動金利定期預金規定
- 自動継続変動金利定期預金規定
- 積立定期預金規定（一般積立型）
- 積立定期預金規定（エンドレス型・目標日指定型）
- 財産形成預金規定（一般財形）
- 財形住宅預金規定
- 財形年金預金規定

二、改定内容

期日指定定期預金を満期日前解約する場合の利率決定について、次のとおり改定します。また、期日指定定期預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。

改定前	改定後
<p>3.（利 息）</p> <p>(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p>	<p>3.（利 息）</p> <p>(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p> <p><u>ただし、②の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率によって計算します。</u></p>